令和７年度中央区障害者就労施設等からの物品等の調達方針

１　目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、中央区（以下「区」という。）が行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

２　調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等から調達する物品等は、食品類、消耗品類、印刷、クリーニング、清掃その他障害者就労施設等が受注することが可能なもの

３　対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第２条第２項から第４項までに規定する次の障害者就労施設等とし、区内に所在する施設を優先とする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１１項に規定する障害者支援施設

（２）障害者総合支援法第５条第２７項に規定する地域活動支援センター

（３）障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

（４）障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

（５）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第１条第１号に規定する事業所（特例子会社）

（６）障害者優先調達推進法施行令第１条第２号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

（７）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下、「障害

者雇用促進法」という。）第７４条の２第３項第１号に規定する在宅就業障害者

（８）障害者雇用促進法第７４条の３第１項に規定する在宅就業支援団体

４　物品等の調達目標

区は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、前年度の調達実績額を上回るよう努める。

５　物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

（１）情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

（２）受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア　物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ　物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ　物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ　物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

（３）随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約を活用する。

６　その他（公表）

この方針に基づき調達した物品等の調達実績は、年度終了後に概要を取りまとめ、区ホームページ等により公表する。